

## 第7期 雲南市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和3年5月20日（木） 13:30～14:38

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（19名） 6番委員 議案より参加

1番	三島 輝昭	2番	板持 斉	3番	三原 治雄	4番	堀江 広孝
5番	柳原 昌広	6番	高橋美佐子	7番	小山 益男	8番	神田 邦昭
9番	高橋 一裕	10番	新田 清	11番	川角 茂	12番	林 明夫
13番	奥田 武	14番	渡部 晴夫	15番	小田川 清	16番	吾郷 正司
17番	佐藤 博子	18番	嘉本 輝雄	19番	加藤 一郎		

4. 欠席委員（0名）

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田勇二 主査 白築 香 主幹 土江慶彦 主事 新田悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第81号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第82号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第83号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第84号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第85号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第86号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第87号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第11回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番三原治雄委員、5番柳原昌広委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分報告（常設審議委員案件）について</li> <li>・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第81号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書9ページをご覧ください。議第81号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、でございます。また、本日お配りしております別紙1の第7期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、4町からお出かけいただいております。任期は、今年の6月13日までとなっております。今後の任期は、令和3年6月14日から令和4年6月13日までの1年間としております。現在の委員は、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員です。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報</p>

発信者	議 事 録 要 旨
5 番	<p>告をお願いします。</p> <p>5 番です。議第 8 1 号は、人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続きお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、皆様には引き続きお務めいただければと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第 8 1 号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、現在の委員の〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員、〇〇町は〇〇委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第 8 1 号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 8 2 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページ、議第 8 2 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。11 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇、地目は登記簿畑で 1 筆、現況は荒廃農地で面積は 2 4 4 m<sup>2</sup>、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は山林に隣接した土地であり耕作が不便なため、相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和 3 年 4 月 2 7 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 8 2 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第82号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第83号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第83号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑で1筆、関係者は1名、面積は1,775㎡です。令和3年4月23日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号2番から4番、〇〇町〇〇地区については、地目は田で3筆、関係者は1名で合計面積は1,719㎡です。令和3年4月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。すべての地区の合計は地目が田3筆、畑1筆の合計4筆、関係者は2名で合計面積は3,494㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適等やむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第83号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第83号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第84号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第84号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は200㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は譲受人の希望による、譲受の申請事由は宅地に隣接した土地であるので譲り受け農業経営したいということです。申請地の隣に位置する宅地は、現在譲受人が住んで</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>いらっしゃいます。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は856㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており耕作が困難なため、譲受の申請事由は自身の農地に隣接した土地であるので譲り受け農業経営するという事です。申請地は譲受人の所有地に囲まれているため、今回譲渡人が農地を整理しようとした際、申請地も一緒に耕作してもらおうということになったそうです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第84号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第84号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第85号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ 「議第85号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧ください。図面は、15ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇1筆。地目の登記簿・現況は議案書のとおりで申請面積は189㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は一般個人住宅で居宅1棟72.03㎡を建築されます。転用理由は「自宅が老朽化したため新たに居宅を建築したい」とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると思えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇1筆。地目の登記簿・現況は議案書のとおりで申請面積は5</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>6㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地拡張で、居宅1棟17.85㎡を建築されます。転用理由は「自宅を建て替えるにあたり申請地を宅地敷地として利用したい」とのことです。始末書が提出されており「農地法の認識不足から宅地として利用してしまった」とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇2筆。地目の登記簿・現況は議案書のとおりで申請面積は合計121㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地拡張で庭と宅地進入路を整備されます。転用理由は「住宅の庭及び通路を拡張したい」とのことです。始末書が提出されており「農地法の認識不足から庭と宅地進入路として利用してしまった」とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」場合の「集落接続」に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇3筆。地目の登記簿・現況は議案書のとおりで申請面積は合計405㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は農業用倉庫兼事務所及び駐車場で、農業用倉庫兼事務所1棟148.42㎡と普通自動車4台分の駐車場を整備されます。転用理由は「農業用倉庫兼事務所を建築し、駐車場を整備したい」とのことです。始末書が提出されており「農地法の認識不足から農地を転用してしまった」とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>6番 はい。</p> <p>議長 はい。どうぞ。</p> <p>6番 6番です。申請番号2番の〇〇さんのところから始末書が出ておりますので読み上げます。農地法第4条の規定により申請いたします土地は、地籍調査当時は傾斜地の畑〇〇番△でしたが一部母屋を新築するため、宅地部分を〇〇番△、畑部分を〇〇番▲として分筆し、宅地造成のうえ境界に法止工を施工しておりました。昨年母屋を立て替えることになり、母屋を取壊して現状の宅地の上に居宅を新築いたしました。この度測量したところ建物の一部が畑部分に越境している事が判明いたしました。法止工事の際に畑と宅地の境界が不明瞭になり、結果として農地の一部を宅地として利用していた模様です。存外の事とはいえ、農地法の趣旨を十分に理解することなく、長期間無断転用しておりましたこと深くお詫び申し上げますとともに今後はこのような事が無いよう留意いたしますので何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げますと出ております。</p> <p>行ってみまされたけれど後ろの法面の方は全部きちんと整備がしてあり今回新築した母屋が元の母屋より少し大きかったようでして、今回きちんと測り直されたところ畑部分に入っていたということで反省しておられました。ご審議よろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 9 番	他に補足説明はございませんか。 はい。
議 長 9 番	はい。どうぞ。 9 番です。3 番の案件についてご説明します。始末書が出ておりますので読み上げます。
	<p>今般農地法第 4 条の規定により申請いたします土地につきましては、すでに転用工事を完了しております。〇〇番△の部分は隣接地△△番〇の畑を転用して居宅を新築しました際に、隣地とともに造成し、家庭菜園としての利用を考えておりましたが、建物を境界に接して建築したため、庭として利用しておりました。また昨年より私所有の〇〇番●の土地、建物を次男に貸与し一家で居住しております。転居するにあたり建物の改築が必要となり工事車両の侵入路を拡幅するため急遽畑の一部〇〇番▲に碎石を敷き、宅地通路といたしましたが、今後も通路として利用したく転用許可の申請をするものです。明確に農地転用する意思がなかったとはいえ私どもが農地法の趣旨を十分に理解することなく無断転用しておりましたこと深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが無いよう留意いたしますので何卒ご寛容なるご処置をたまわりますようお願い申し上げます。</p> <p>現地確認をいたしまして申請人から聞き取り調査をしました。工事車両の進入路として〇〇番▲に碎石を敷き利用していましたが今後も使用したく行政書士に相談しましたところ〇〇番△も畑が庭になっていると指摘を受け今回転用届を申請したところ。転用目的は、庭、侵入路、庭については平成 2 9 年ごろより住宅進入路については昨年より無断転用しておったという事でございます。いずれも畑、周辺への影響はないと判断いたしました。よろしく御審議をお願いします。</p>
議 長 1 8 番	他に補足説明はございませんか。 はい。
議 長 1 8 番	はい。どうぞ。 1 8 番です。案件の 4 番ですけども、始末書が出ておりますので読ませさせていただきます。
	<p>この度農地法第 4 条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇の△△番〇、△△番▲、〇〇番△の土地は畑、田でありましたが、農業用倉庫として建築・利用し、その後建物の一部を個人事業の事業所、駐車場を整備し、利用してきました。農業用倉庫である旨の届出をしておりましたが、一部とはいえ目的どおりの利用をせず、駐車場の整備と合わせ、農地法の許可を得て利用すべきところ認識不足で事後申請となりましたことを深くお詫びいたします。今後は農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。ということでございます。</p> <p>聞き取りにお邪魔して、現地も見ましたが、ここについては、ずいぶん前に農地パトロールでこういう状況を承知しておりましたけども、もう少し状況をよく調べてからお話をしようともう一人の推進委員さんとも話をしておりました。聞き取りしました時昨年末に農地利用最適化推進委員の方からそういう指摘を受けたと、ということで今回申請するになったと。ということでございます。農地があの田んぼの若干泥を運んで埋めておられたので様子を見ると、おそらく様子が分かっておられたのではという気がしておりましたがもう少し様子を見てということになりましたので指摘するには若干時間がかかりました。いま、個人事業として利用される部分が大部分ではありますが、農業用倉庫としては</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>若干法人の方へ水田を利用権設定をされており、機械も、ほとんどいなくなるのかなという話もしておられましたけども、始末書にあるとおりでございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (他に補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 8 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号 3 番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 8 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 3 番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号 3 番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 8 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 3 番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第 8 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 9 ページ「議第 8 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。議案書 2 0 ページをご覧ください。図面資料は 3 6 ページからです。</p> <p>申請番号 1 番。〇〇町〇〇の 1 筆で、申請面積は 1 0 7 ㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人・譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅 1 棟 5 6 . 3 1 ㎡を建築されます。転用理由は「現在は借家住まいであるので申請地を譲り受け、住宅を建築したい。」ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に定められていることから、第 3 種農地と判断いたしました。第 3 種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号 2 番。〇〇町〇〇の 1 筆で、申請面積は 7 2 ㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人・譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で自家用車 3 台分の駐車場を整備されます。転用理由は「2 世帯同居となり現在の住居敷地のみでは自家用車の駐車ができなくなることから申請地を自家用駐車場として利用したい」</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当する場合の「集落接続」と考えます。</p> <p>なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,594㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人・譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場及び駐車場で普通自動車4台分と重機3台分の駐車場を整備されます。転用理由は「建設業を営んでいるが資材置場がないため、事業所に隣接する当該申請地を取得し資材置場、車両置場、重機置場として利用したい」ということです。始末書が提出されており「農地法の認識不足から資材置場として利用してしまった」とのことです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合」に該当し、「代替性なし」と考えます。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は合計667㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人・譲受人は議案書の通りです。転用目的は住宅団地造成で特定建築条件付売買予定地2区画を造成・分譲されます。転用理由は「申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地として造成・分譲したい」とのことです。申請に必要な3要件ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者の指定する建設業者と建築請負契約を締結すること、もし締結されなかった場合は土地売買契約が無効になること、このことが契約書に明記されていることについては、提出された契約書案および申請書の記載で確認いたしました。事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては確約書と、全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明する残高証明書が提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしている、と判断いたしました。土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は653㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は一時転用の賃貸借で、貸借期間は令和3年3月31日から2年間、貸付人・借受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場で、エットハウス1棟8㎡、仮設トイレ1棟2㎡を設置されます。転用理由は「島根県発注の砂防工事に伴う資材置場として一時的に利用したい」ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。始末書が提出されており「農地法の認識不足から令和3年3月から資材置場として利用してしまった」とのことです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇の3筆で、申請面積は合計2,427㎡。地目は議案書の通</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人・譲受人は議案書の通りです。転用目的は研究施設及び工業用地で研究施設1棟250㎡、工場1棟560㎡を建築されます。転用理由は「申請地を取得し、研究施設及び工場を建築したい」ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。以上報告します。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	<p>9番です。案件3につきましては始末書の案件、1,000㎡を超える案件でございます。まず始末書を読み上げます。下記の土地につき、農地法の手続きを得ずして資材置き場として使用していたことにつきまして、誠に申し訳なく、深く反省をしております。事前着工をしました顛末は下記のとおりです。当社は、上記の住所において土木工事業を営んでおります。雲南市の発注工事に使用する真砂・グリ石・鉄板・コンクリート2次製品を置いておく場所がなかったため、それらをおいて資材置き場として利用するようになりました。理由の如何にかかわらずこのような不始末をし、お詫びを申し上げます。今後はこのようなことがないようにいたしますので、今回申請いたします農地法第5条第1項の規定による許可をくださいますようお願いいたします。という事でございます。先般ここに付きましても、現地確認並びに譲受人から聞き取り調査を行いました。</p> <p>昨年市内で発生しました災害工事の補修工事のための資材置き場がなくて工事することになっていたためここを申請した ということでございます。災害補償工事の資材置き場として使用して、その後は一般工事にも使用するという事でした。上側の水田は現在耕作されておられません。南側の水田は営農されておりますがこの土地より高い位置にあり影響はないものと判断しました。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 4 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 4 番	<p>14番です。項目5番についてご説明します。始末書が出ておりますので読み上げます。会長あてでございます。申請者につきましては〇〇さんの方から出ております。今回、一時転用を申請しました雲南市〇〇町〇〇 △△番〇は田ですが、農地法の知識不足により、令和3年3月頃より資材置き場として事前着工してしまいました。誠に申し訳ありません。今後はこのような事が無いよう農地法を遵守いたしますので、今回の申請について寛大なご判断を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。という事でございませぬ。現地の方を4月5日に確認しております。国道〇号線の非常に通りのわかりやすいところになりましたので、このような申請が出ているのかと確認したのがきっかけになっております。転用の目的につきましては記載のとおりでございます。期限につきましては有期で2年間となっております。隣接地につきましてはここが一番最適な場所であるという事でございます。水路につきましては上部に田んぼがございますけれども土砂の流出がないよう敷き砂利等により下流への防止を図るということでございますので審議のほど宜しくお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>続きまして6番につきまして1,000㎡を超えるということにつきまして補足説明をいたします。4月27日現地を確認いたしました。説明につきましては借受人の代理人としまして松江市の行政書士さんが説明をされました。新しく工場を隣接地に建てるという事でございますけども、消防とかそういった関係があつて進入路につきまして、4メートル以上ないといけないという事から用地の取得が必要という事でありましてこのような記載されているようなことになっております。水路に与える影響というのはございません。</p> <p>以上補足説明いたします。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(他に補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第86号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号2番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第86号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第86号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ、「議第87号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回は設定件数16件。内訳は〇〇町6件、〇〇町6件、〇〇町1件、〇〇町3件で、そのうち〇〇町5件、〇〇町5件、〇〇町2件が一括方式による転貸となります。一括方式の件数については、貸し人としまね農業振興公社の間で1件、しまね農業振興公社と借り人の間の設定で1件というふうにカウントしています。借り受け戸数は10戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。以上について、ご審</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、利用権貸借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。また、議事参与の制限に該当する〇〇町と〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひたいと思ひます。</p> <p>あの時計で、14時30分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">・・・・・・（休憩）・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表させていただきます。</p> <p>初めに、議事参与の制限に該当する、申請番号3番と11番を除く案件について、〇〇町よりお願ひします。</p>
7 番	<p>7番です。〇〇町の案件は25ページ利用権貸借関係で1番は再設定の案件でして問題ないかと思ひます。次に一括方式の27ページ5番につきましては、以前の総会にも出た案件ですが綿花を栽培される方でして、聞きますと、トラクターなどを使ってやっておられるやら、生の木をかけるような機械を持っておられるようでかなり大々的にやっておられるようでこれも新規ではございますが問題ないと思ひます。6番7番につきましては、これも新規ですが受けるものが法人さんでありまして問題ないと思ひます。〇〇町の案件についてはすべて適当と判断しております。以上報告します。よろしくお願ひします。</p>
議 長 9 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>9番です。25ページの利用権設定の案件2番につきましては再設定でございますので妥当であると判断しました。また28ページからの一括方式の8番9番10番につきましては新規ではありますが設定を受けるものがすべて法人であり妥当であると判断します。よろしくお願ひします。</p>
議 長 4 番	<p>はい、ありがとうございます。次に〇〇町お願ひします。</p> <p>4番です。26ページですが、利用権は再設定でありまして問題ないかと思われまふ。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませぬか。無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番と11番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よつて、議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番と11番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。初めに、〇〇町分の申請番号3番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、13番 〇〇委員には、ご退席願ひします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(13番〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、申請番号3番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
14番	<p>それでは申請番号3番につきましてご報告いたします。〇〇さんですが該当地の周辺でも耕作の実績もありまして妥当と判断しましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。13番 〇〇委員にはご着席願ひます</p> <p>(13番〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、〇〇町分の申請番号11番の案件について、4番 〇〇委員には、ご退席願ひます。</p> <p>(4番〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号11番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
1番	<p>1番です。11番の案件につきまして審議いたしましたことですが新規という事ですが現状、隣接している農地も耕作しているということでそれにあわせて耕作をされるという事で経験のある耕作される方も〇〇さんで法人さんでありまして許可妥当といたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号11番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第87号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号11番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。4番 〇〇委員にはご着席願ひます。</p> <p>(4番〇〇委員 着席)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長  事務局	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 （14：38終了）</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_